

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月19日

滋賀県知事 三日月 大造 殿

提出者

住所 滋賀県大津市におの浜4丁目1番51号

氏名 関西電力株式会社

滋賀電力部 部長 水谷 敦史

電話番号 077-527-5951

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西電力株式会社 柏木変電所
事業場の所在地	滋賀県甲賀市水口町笹が丘1番地8
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

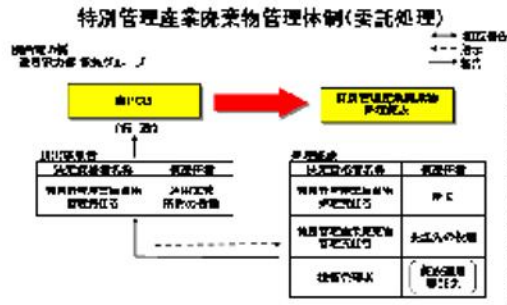
①事業の種類	33:電気業
②事業の規模	資本金:4,893億円
③従業員数	21,817人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p><処理の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続式洗浄装置のため、常時PC制御高度電気機器の保管場所での処理が可能 ・ 比較的短い時間(24時間)で処理が可能 ・ (管理洗浄8時間、浸漬洗浄16時間で1サイクル) ・ 洗浄液には環境影響が低い塩化水素系溶剤を使用(鉄線等と同じ製法から抽出) ・ 処理条件は常態、安定 ・ 洗浄処理に伴う排気ガス、一般排水の発生はない ・ 化学反応に伴わないため副生成物が発生しない <p><処理イメージ図></p> <p>処理後の変圧器類は一般の産業廃棄物もしくは有価物として処分</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 等	石綿含有産業廃棄物
	排出量	159.508 t	0.01 t
	(これまでに実施した取組) ・大型P C B廃棄物については、現地で溶剤による無害化を実施し、焼却による処分量を大幅に減少している。(無害化した部分については有価物としての取扱いが可能となる)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 等	—
	排出量	297 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・P C B汚染使用電気工作物の内、大型変圧器については、運用中の課電自然循環洗浄による無害化を実施し、特別管理産業廃棄物の排出抑制をするとともに、保管中の大型P C B廃棄物については、引続き溶剤による洗浄にて焼却量の減少を実施していく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・敷地内で、P C B汚染物のみを保管する箇所をフェンスにて区画し分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後もP C B廃棄物保管については、他の物品と分別し、専用の箇所分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B等	石綿含有産業廃棄物
	全処理委託量	159.508 t	0.01 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)			
・大型P C B廃棄物については、現地で溶剤による無害化処理の環境大臣認定を取得している業者に委託し処理している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B 等	—
	全処理委託量	2 9 7 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	— t
(今後実施する予定の取組) ・H 2 8 年度に実施した現地溶剤洗浄による無害化処理を認定業者に委託し実施していく。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。